

2026年度（令和8年度）予防接種委託単価表

（接種 1 件当たり）

種 別	区 分	委託単価 (消費税込み)	予防接種料金 (個人負担金) 消費税の課税なし
高齢者 新型コロナウイルス感染症 予防接種	低所得者以外	10,920円	4,700円
	低所得者(※)	15,620円	0円
予診のみ実施した場合		3,220円	

※ 低所得者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市民税非課税世帯の世帯員
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者
- (3) 生活保護法による生活保護受給者

● 委託単価はワクチン代等相当額を含んでいます。

予防接種に必要な新型コロナワクチン及び接種用具等は、医療機関で直接購入してください。

● 「予診のみ」の場合、所得区分に関わらず対象者の自己負担はありません。

「予診のみ」の場合で委託料の支払い対象となるのは、1人につき1日1回のみです。

他のB類定期予防接種（高齢者インフルエンザ等）と同時接種を予定していた場合の「予診のみ」の取扱いについては、併せて1件となります。